



阪市共第 175 号
令和 7 年 7 月 29 日

大阪社会保障推進協議会
会長 安達 克郎 様

阪南市長 上甲 誠



「2025年度自治体キャラバン行動」について（回答）

平素は、本市行政運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度貴団体より、ご要望いただきました標記のことにつきまして、
下記のとおり回答いたします。

記

1. 職員問題

①大阪府内自治体の職員の非正規率は異常であり（全国平均 20%）、緊急時・災害時に住民救済にこたえられないのは明白である。職員数を増やし、正規職員での採用を行うこと。

< 回 答 >

職員定員の適正管理については、少子化・人口減少が進む中、多様な行政課題に対応していくため職員定員管理計画を策定し、年齢構成の平準化や、行政サービス提供体制の持続性等を踏まえた効果的な職員配置と採用に努めています。

【秘書人事課】

②大阪社保協調査によると各市町村の理事者・管理職等のジェンダーバランスが男性に偏り異常である。特に社会保障の担い手の多くは女性であり、さらに子育て・教育・介護等の担い手の多くは女性であるため、女性たちのニーズを的確にとらえ政策化するためには、女性の管理職を増やすことが必須。ジェンダーバランスが偏っていることの理由を明らかにし、積極的な女性の登用を行うこと。

< 回 答 >

女性職員の活躍及び次世代育成支援の推進に関する特定事業主行動計画に基づく取組を行い、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合の向上に努めています。

【秘書人事課】

③大阪には多くの外国人が住んでいるにもかかわらず、大阪社保協調査でもなんら外国人対応をしていない市町村が多い。また、日本が読めて書ける人でなければ対応できない申請用紙が殆どである。ポケトークなどの変換器などの機器では実際の現場では行政用語の変換が難しい。日本語が話せない、読めない書けない外国人のために役所及び区役所に少なくとも数名の外国語対応ができる職員を配置すること。現時点で外国語対応ができる職員数を明らかにすること。

< 回 答 >

本市では、相談や各種申請手続で来庁された外国人との円滑なコミュニケーションを図るため、出入国在留管理庁の通訳支援事業（20言語に対応）に登録しており、外国人来庁者・通訳オペレーター・職員の三者間で会話できる体制を整えています。

【秘書人事課】

2. こども・ひとり親等貧困対策及び子育て支援について

①2023年度大阪府子どもの生活実態調査報告で2016年度調査に比べ中央値が上がっているにもかかわらず「困窮Ⅰ世帯」の子どもたちの状況が悪くなっている事態となっている。公立大学により「総合考察」もふまえ以下について要望する。

イ、就学援助受給率の低さが課題となっており申請そのものを簡素化し、オンライン申請を取り入れること。

< 回 答 >

就学援助では、全員に案内を配布し、各学校及び教育委員会窓口にて申請を受付しています。オンライン申請の導入については課題等を含め調査・研究してまいります。

支給金額については、国の要保護児童生徒援助費補助金の国庫補助限度額に準じています。本市の厳しい財政状況等を踏まえ、当面、現在の就学援助費制度を維持することに努めてまいります。

【教育総務課】

ロ、中学生の子ども世帯の困窮が深刻となっており中学入学準備のためとの分析がされている。入学準備金については国基準に上乗せして支給額を増やし、支給日も2月初旬とすること。

< 回 答 >

支給金額については、国の要保護児童生徒援助費補助金の国庫補助限度額に準じています。本市の厳しい財政状況等を踏まえ、当面、現在の就学援助費制度を維持することに努めてまいります。

支給日については、入学準備金の支給対象者の選定など事務処理があるため、毎年3月下旬頃となっています。支給日を早める手法等についても、調査・研究してまいります。

【教育総務課】

ハ、朝ごはんを食べていない子どもたちの実態が指摘されている。学校を使って地域の子ども食堂やNPO組織、ボランティア団体などと協力し学校での朝ごはん会が実施できるよう制度化すること。

< 回 答 >

本市の各学校におきまして、校内の保健委員からの働きかけや朝食づくりの調理実習など、朝食喫食に向けた取組を実施しています。

「朝ごはん会」については、近隣市で取り組んでいることを把握しており、学校を使って実施している状況やその成果について研究を進め、必要に応じて関係団体との連携調整を図ってまいります。

【学校教育課】

二、大阪府「子ども食費支援事業」にとどまらず、自治体独自の低所得世帯への食糧支援を実施すること。

< 回 答 >

生活困窮世帯に対する食糧支援は事業を委託する社会福祉協議会で実施しています。

また、大阪府「子ども食費支援事業」のチラシをこども支援課窓口で配架し、周知を行っています。

【生活支援課・こども支援課・市民福祉課】

ホ、ボランティア団体などが実施しているフードバンク・フードパントリーに学校の空き教室や講堂・体育館等は無償提供して協力すること。またチラシなどの困窮者支援や母子支援窓口で配架協力を行うこと。

< 回 答 >

ボランティア団体などが実施しているフードバンク・フードパントリーに学校の空き教室や講堂・体育館等は無償提供することについては、衛生面、個人情報の管理やセキュリティ等の課題を踏まえ、調査・研究してまいります。

また、阪南市社会福祉協議会では、阪南市こども食堂ネットワークの中間支援団体として活動者や企業、フードドライブ、団体間支援調整を行い、「阪南市こども食堂おいでよマップ」を作成し、R7年5月に市内小中学校の生徒児童全員に配布しました。

「阪南市こども食堂おいでよマップ」は、生活困窮者自立支援事業を委託する社会福祉協議会に配架し、生活保護世帯には必要に応じて配布しています。

さらに、阪南市社会福祉協議会が作成したこども食堂のパンフレットをこども支援課に配架し、児童扶養手当を新たに受給する方々に配布するなどの協力を行っています。

【教育総務課・市民福祉課・生活支援課・こども支援課】

へ、児童扶養手当の申請時及び8月の現況届提出時にプライバシーに留意し人権侵害を行わないこと。手続きを簡素化し受給へのハードルを低くすること。DVに関連した離婚については詳細な聞き取りを行うことでフラッシュバックを引き起こし最悪乖離等の状況になる危険性もありうるため細心の配慮を行うこと。面接時に他の制度(生活保護のしおりや奨学金情報等)の紹介を行うこと。外国語対応も行うこと。

< 回 答 >

児童扶養手当は、その支給要件が離婚等個人のプライバシーに深く関わる事項のため、受給資格の認定にあたっては、プライバシーに触れざるを得ませんが、必要以上にプライバシーに立ち入らないよう配慮しています。

また、面接や電話相談の際には、適宜、他の制度の情報提供を行うとともに、外国語対応が必要な際には、出入国在留管理庁通訳支援事業を活用できる体制を整えています。

【こども支援課】

②こども家庭庁調査によると2024年度の子ども医療費助成の窓口負担ゼロ市町村は73%で、2025年度はさらに増える見込みであり、大阪府内市町村は後進自治体といっても過言ではない。ついては子ども医療費及びひとり親医療費助成制度の窓口負担を早急に無料とすること。医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にすること。妊産婦医療費助成制度を創設すること。

< 回 答 >

子ども医療費及びひとり親医療費助成制度は、誰もが安心して子どもを産み育てる社会の構築に資するもので、国の責任において統一的な制度として実施されるべきであると考えられるため、国や大阪府に対して、これまでも市長会等を通じ制度の確立・拡大に向けた要望をしています。

なお、本市では、子ども及びひとり親の医療費助成制度について、無償化の導入には至っていませんが、18歳に到達した最初の3月31日までの入院時食事療養費の助成を実施しています。

また、本市の福祉医療費助成制度は大阪府の福祉医療費助成制度に基づき実施しているところであり、妊産婦医療費助成制度の実施については、大阪府の動向を注視してまいります。

【こども支援課】

③小中学校の給食を自校式で実施し、給食費を恒久的に無償化すること。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化すること。

＜ 回 答 ＞

学校給食法において、学校給食の実施に必要な施設や設備は、設置者（市）の負担とし、それ以外の経費（食材費等）については、保護者の負担と定められています。

現在、紛争による世界情勢の不安定化及び円安の進行により、多くの食材費が急激に高騰し、また光熱費等の品目についても価格が急激に上昇し、給食費を圧迫する要因となる中、このままでは食育として児童・生徒に必要な栄養価を維持しつつ、地産地消など多種多様な食材を用いた献立を提供することが非常に困難な状況となることから、令和5年度の2学期から小中学校の1食当たりの給食費の値上げを行いました。その値上げ分の給食費は、保護者負担軽減の観点から公費で負担してきました。今年度については、更なる米等の物価高騰に伴い、給食費1食につき、20円の値上げを行いました。保護者負担を最小限に抑えるため、児童・生徒に関し、1食50円の補助を継続して実施しています。

教育現場において、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、積極的に食育に取り組んでいくことがこれまで以上に重要となっており、今後も本市は、学校給食共同調理場において、児童・生徒の学校給食を集中的に調理・管理することで学校給食の質・量を維持し、栄養バランスのとれた安全・安心の給食を提供してまいります。

なお、給食費の無償化については、本市は現在、財政状況が大変厳しいことを鑑みますと難しい状況です。

また、保育所・認定こども園・幼稚園の副食費については、本市では国制度に則り、低所得世帯及び第3子以降の子どもは徴収を免除しています。

さらに、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、エネルギー・食品価格等の物価高騰の影響を受けた本市在住の市内教育・保育施設の利用者（3～5歳児）の令和7年4月分～令和8年3月分の給食費等を無償化してい

ます。

【学校給食センター・こども政策課】

④学校歯科検診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況と、「口腔崩壊」状態になっている児童・生徒の実態を調査すること。「口腔崩壊」状態の児童・生徒が確実に受診できるよう、スクールソーシャルワーカーや家庭生活支援員ら第3者による付き添い受診を制度化すること。

＜ 回 答 ＞

学校歯科検診が終了した後、各小中学校が校務支援システムに結果を入力することにより、う歯の保有者や、そのうち未処置歯のある者、その他の歯疾患の人数等の把握に努めています。

受診が必要な児童生徒には、検診後早急に保護者へ通知し、一定期間を過ぎても未受診となっている児童生徒については、再度の受診を促す等の対応をしています。

また受診の際のスクールソーシャルワーカー等との連携方法についても調査・研究してまいります。

【教育総務課】

⑤児童・生徒の口腔内の健康を守るため全小中学校で給食後に歯みがきの時間を設けるとともに、フッ化物洗口に取り組むこと。

＜ 回 答 ＞

小中学校における給食後の歯みがきについては、今後も各学校の養護教諭等による正しい歯みがき習慣の指導や、歯に関する知識の啓発に努めてまいります。

また、フッ化物洗口についても、その実施方法について、引き続き調査検討を行ってまいります。

【学校教育課】

⑥障がい児（者）が身近な地域で安心して健診や治療を受けられるよう、一次医療圏に所在する障がい児（者）歯科診療施設を案内するリーフレットなどを作成すること。

＜ 回 答 ＞

現在、市ウェブサイト「歯科医療機関一覧」において、市内の歯科医院での障がい者治療の実施の有無を掲載しています。今後も必要な情報が必要な人に届くよう、取り組んでまいります。

【健康増進課】

⑦最新の給付型奨学金を網羅したパンフレットを作成すること。その際には大阪市の奨学金パンフレットを参考とし、こどもたちの教育費によって貧困に陥らないよう最善の配慮を行うこと。さらには自治体独自の給付型奨学金制度を創設・拡充すること。

< 回 答 >

貸付などの相談があった場合は大阪府作成のパンフレットを活用し、可能な限り奨学金などの制度の情報提供を行っています。また、パンフレットについては、市ウェブサイトからも確認ができるようにしており、奨学金に関する説明会を毎年、より多くの参加が見込まれる土曜日に実施しています。

現在、本市独自の奨学金制度は設けておりませんが、今後、パンフレットの作成を含め、他市町の状況をみながら調査・研究してまいります。

【学校教育課】

⑧公営住宅(府営住宅以外)の全戸数と最新の空家数をご教示いただくとともに、「ハウジングファースト」の考え方のもと、空家の目的外使用により家を失った学生、若者、シングルマザー、高齢者などへのシェアハウス等の提供などに取り組んでいる支援団体に無料または安価で貸し出すこと。

< 回 答 >

本市において、市営住宅等の公営住宅はございません。

【都市整備課】

⑨保育士および学童保育指導員等確保のために全国で広がっている家賃補助制度や奨学金返済支援制度等独自制度を実施すること。

< 回 答 >

本市では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和6年10月2日以降に市内の私立認定こども園が新規採用した保育士等1人につき、25万円を上限とした補助金を支給しています。

また、放課後児童支援員の確保に向けては、今後も引き続き、国及び大阪府の交付金を積極的に活用するなど財源確保に努め、処遇改善に取り組めます。

【こども政策課・生涯学習推進室】

⑩役所、保健福祉センター、福祉会館、公民館、青少年ホーム、女性センター等すべての公的な施設でWi-Fiにアクセスできるようにすること。

< 回 答 >

本市では、公共性の高い図書館及び防災拠点の防災コミュニティセンターにおいて、フリーWi-Fiを導入するとともに、文化センター及び3つの公民館で

は、利用者の利便性向上のためにスポット Wi-Fi を開放しています。

なお、現時点でフリーWi-Fi が未導入の施設に関しましては、フリーWi-Fi の必要性を施設管理者とも協議しながら、各施設の特性や利用状況、また、各市町の導入状況等も踏まえ、導入の是非について適宜検討してまいります。

【行財政構造改革推進室】

⑪ 大阪・関西万博の会場夢洲は、下水汚泥など 96 万トンが埋め垂れられた人工島であり、メタン、硫化水素、一酸化炭素などの有毒ガスが毎日約 3 トンも発生している。昨年 3 月 28 日の会場建設工事現場におけるガス爆発事故は、夢洲がいかに危険で、大規模イベントの開催地としては不適格であることを証明した。事故後、万博当局は 80 数本の「ガス抜き管」の設置、マンホールに穴をあけるなどの「対策」を行ったが、夢洲の地中のいたるところから発生するガスをコントロールすることはできず、今年 4 月のテストランの際に、爆発事故現場に近いマンホールから爆発基準値を超えるメタンガスが検出され、万博当局はマンホール部分をフェンスで囲い、マンホールのふたを開けてガスを会場内に「拡散」させる対応を行った。多くの来場者が行き交う会場内に有毒ガスを「拡散」させることで、仮に爆発の危険が回避されたとしても、来場者が一酸化炭素や硫化水素などの有毒ガスに曝露させられる状況が作り出されている。また、開幕前に万博当局が「検討する」としていた「有毒ガスの濃度を毎日測定し結果を公表する」対応も実施されていない。

このような危険な状況が放置される中、府下の小中高校生などの「招待事業」が強行されている。4 月に「招待事業」に参加した学校からは、ひたすら歩いてリングに上ったことしか子どもたちの印象に残らず教育的意義が見いだせない、会場が広く、風も強く、人も多くて、一般の方に子どもたちがついていきそうになった、いったんリングに上がると数百メートル歩かないと降り口がなく困った、水稻の水補給に長蛇の列、パビリオンの人数制限によりクラス全員で見学できず別の展示を見るグループを作らざるを得なかった、渋滞で到着が遅れ、バス内でおもらしする子が出た、予定が遅れて昼食時間が 10 分しかなかった、ガス抜き管やマンホール近くを通らざるを得ず強く不安を感じたなどの声が上がっている。

5 月以降気温が上昇し、陰がほとんどない万博会場において熱中症で倒れる子どもたちが多数出ることが予想される。

また、「招待事業」として参加した学校の児童生徒が、当日体調が悪くなり、救護所を利用した際に「20 分しか利用できない」と救護所から通告され、20 分を超えると退室させられて、やむを得ず体調が回復しない子を日陰のベンチを探して休ませる事態も生じている。子どもたちの命・安全がないがしろに

され、教育的意義も見いだせない「招待事業」に学校行事としての参加を中止すること。「招待事業」に学校行事としての参加を中止しないのであれば、日陰を増やす、体調不良の来場者の救護所利用の時間制限を撤廃し、その方の体調が回復するまで救護所が利用できるように救護の体制強化を万博協会、万博推進局に要望すること。

< 回 答 >

大阪・関西万博への参加については、各学校において子どもたちが安全に参加できることに留意しながら進めているところです。本市においては、9月に参加する学校もございますので、引き続き安全面に配慮しながら実施してまいりたいと考えています。

【学校教育課】

3. 医療・公衆衛生

①国が進めるマイナンバーカードと健康保険証の原則一体化（マイナ保険証）の方針に基づき、昨年12月2日より、現行の健康保険証が廃止された（1年の経過措置あり）。この間のマイナ保険証を巡っては現在も医療現場ではトラブルが続いている。また、国民健康保険を担当する自治体職員の業務も通常が多忙な業務に加え、10月の更新作業に向けたマイナ保険証を持っていない方への「資格確認書」などの発行作業や電子証明書の有効期限が切れた方への対応など次から次へと新たな対応が自治体に求められている。以上の状況を踏まえて以下のことを要望する。

イ、全国の自治体で「現行の健康保険証の存続を求める意見書」採択が広がっている。貴自治体においても「意見書」など国に対して現行の健康保険証の存続を求める意見・要望を上げること。

< 回 答 >

マイナ保険証における「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」などの発行・発送等の業務量が増大していることを含め、被保険者が従来どおり混乱なく医療機関等へ受診できるよう周知・啓発に努めることについて、大阪府と共同設置者の大阪府・市町村国保広域化調整会議等へ適宜意見してまいります。

【保険年金課】

ロ、渋谷区や世田谷区では煩雑な「資格確認書」発行業務を簡素化するために、マイナ保険証を持っている方も含めて、全ての方に「資格確認書」を発行する。貴自治体においても自体対業務の簡素化と国民健康保険加入者の受診時のトラブル解消のためにも全ての加入者に「資格確認書」の発行を求める。

参考／渋谷区

https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kurashi/kokuho/kokuho/shikakukakuninsyo_hasso.html

参考／世田谷区

令和6年12月2日以降、健康保険証が発行されなくなりました | 世田谷区公式ホームページ

< 回 答 >

本市としましては、国及び大阪府からの指針に基づき、マイナ保険証を所持されている方には「資格情報のお知らせ」、マイナ保険証を所持しておられない方には「資格確認書」を遅滞なく発行・発送できるよう準備を進めてまいります。

【保険年金課】

②新型コロナウイルス感染症が5類の扱いとなったが未だに感染者は後を絶たない。また、麻しんや結核など新型コロナ以外の感染症も増加に傾向にあり、医療現場では緊張が高まっており、トータルの感染症対策の構築が求められている。新型コロナウイルス感染症パンデミック時のように再び保健所の業務逼迫で感染者への対応が遅れるという事態を生まないためにも、新興感染症対策も含めたまた、精神保健、母子保健など保健所・保健師の多岐にわたる役割・事業が滞ることの無いよう、二次医療圏内での保健医療協議会の議論などで、保健所職員など公衆衛生分野の正規職員を増やすことを強く求めること。

< 回 答 >

保健所の保健師などの人材確保については、大阪府において適切に対応されていると認識していますが、公衆衛生分野の体制を維持・強化できるよう、大阪府や近隣市町と連携し、要望してまいります。

【健康増進課】

③政府は入院医療を抑制し、在宅（介護施設）へのシフトを強固に進めている。一方で昨年の介護保険報酬の改定は訪問介護事業継続を窮地に追い込む内容で、事業所閉鎖も相次いでいる。介護事業の崩壊は在宅医療にも大きく影響する。詳しい要望は「6. 介護保険・高齢者施策」に掲載する。

< 回 答 >

「6. 介護保険・高齢者施策」の各種要望にて回答いたします。

【介護保険課】

④PFASの実態を把握するために各市町村が住民の血液検査、土壌検査を実施すること。さらに市町村が実施するPFAS対策に大阪府が財政支援を行うよう要

請すること。住民が自主的に実施する血液検査への公的助成を行うこと。

「PFAS 相談窓口」を設置し周知徹底すること。

< 回 答 >

PFOS・PFOAについては、複数の汚染事例が報告され、現在環境省等において対策の検討等が進められています。

また、「水質基準に関する省令」及び「水道法施行規則の一部を改正する省令」が公布され、水道水における水質基準が設けられる予定になりました。本市においては、専用水道の設置者に対し、水質検査の義務化を見据え、事前の検査を依頼しているところです。

今後とも、国・大阪府・大阪広域水道企業団などの関係機関の動向を注視し、情報収集に努めるとともに、関係部局と連携し適切に対応してまいります。

【生活環境課】

4. 国民健康保険

①2025年度大阪府統一国保料は2024年度より若干下がったものの2023年度統一保険料レベルでしかなく、一人当統一保険料でみると2018年度132,687円から2025年度162,164円へと22.2%ものアップとなっている。そのため各自治体の国保料の収納率も年々下がっており、納付金分を集めきれない状況となり、2023年度各市町村単年度赤字は37自治体にも及んでいる。各市町村は統一の問題点を強く大阪府に強く意見すること。また、基金を積み上げている自治体は保険料引き下げのために活用すること。大阪府が市町村独自の基金に口を出すことは地方財政法違反であることを認識すること。

< 回 答 >

令和6年度からは大阪府国民健康保険運営方針に統一され、本市においては、広域化当初から保険料の算定について大阪府が示す標準保険料率としており、本市のような財政基盤の脆弱な自治体は保険料率が平準化され広域化による効果は、大きいものと考えています。なお、別途統一に伴う問題点があった場合には大阪府に意見・要望等行ってまいります。

また、本市国民健康保険財政調整基金については、特定健康診査受診向上対策事業、市独自事業実施の財源に活用しています。

【保険年金課】

②18歳までの子どもの均等割を無料にし傷病手当を大阪府全体で実施するとともに国に対し制度化するよう意見をだすこと。傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを独自に作成し周知を行い申請を促す手立てを工夫すること。様々な申請についてはメール申請・オンラ

イン申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにすること。

< 回 答 >

18歳までの子どもの均等割の無償化や、傷病手当については、大阪府国民健康保険運営方針に基づき、必要に応じて国へ意見等を行ってまいります。

また、減免制度の内容については、保険料決定通知書に案内文書を同封するとともに、市ウェブサイトで周知啓発を行っています。

なお、申請におけるオンライン申請等は現状実施していませんが、申請用紙については、市ウェブサイトに掲載するなどの対応を行っています。

【保険年金課】

③2025年10月の保険証切り替え時には後期高齢者医療制度と同様に被保険者全員に「資格確認証」を送付すること。

< 回 答 >

国及び大阪府からの指針に基づき、マイナ保険証を所持されている方には「資格情報のお知らせ」、マイナ保険証を所持しておられない方には「資格確認書」を遅滞なく発行・発送できるよう準備を進めてまいります。

【保険年金課】

④被用者保険への適用拡大による被保険者減、子ども子育て新制度分の納付金など、国保の給付とは関係ないにも関わらず保険料値上げを招いており、国の政策のもとでの国保料の値上げは理不尽である。国庫負担増を強く国に要請すること。

< 回 答 >

保険料については、本市は大阪府国民健康保険運営方針に基づく大阪府統一の算定方法を採用しており、今後の国・大阪府の動向を注視しながら、必要に応じて国・大阪府への意見・要望を行ってまいります。

【保険年金課】

⑤国民健康保険料の決定通知・納付書・国保のしおり等の外国語対応をすること。

< 回 答 >

国民健康保険制度や国民健康保険料の納付方法の概要については、英語版のパンフレットを準備しており、必要に応じて窓口でご説明を行っています。

【保険年金課】

5. 特定健診・がん検診・歯科健診等

①特定健診・がん検診については、全国平均(2022年度 37.5%)と比較して大きく立ち遅れている自治体については、これまでの取り組みについての分析・評価を行い新たな方策を進めること。特定健診やがん検診など市民健診の案内については多言語での対応をすること。

< 回 答 >

がん検診の分析・評価については、大阪府がん対策条例に基づき、大阪府が組織型検診体制を整備し、大阪府内市町村データを取りまとめ、検診結果を分析し、がん検診のマネジメントを実施しています。

本市においては、がん検診未受診者には、電話による受診勧奨を行い、受診率向上に努めているところです。

また、特定健診については、土日健診や他の検診とのセット実施を行うとともに、受診率の低い40歳代の未受診者に受診勧奨はがきを送付し、その後、電話による受診勧奨を行っており、受診率の低い若年世代への個別勧奨や、令和2年度から、国民健康保険に加入しており前年度までの保険料を完納している世帯の方に対して、特定健康診査等を受診された場合に市内の事業所で利用できる商品券を進呈する事業等、受診率向上対策に取り組んでいます。

外国語での健診案内等につきましては、必要に応じて個別対応してまいります。

【健康増進課・保険年金課】

②大阪府の第3次歯科口腔保健計画は、「学校保健以降、市町村で行われている歯科健診の受診対象年齢が限定されていることから、定期的な歯科健診を受ける機会が少ない」と指摘している。歯科健診の受診対象年齢を限定せず、住民がかかりやすい医療機関で受診できるようにすること。在宅患者・障害者など歯科健診の機会が少ない住民の歯科健診を保障すること。特定健診の項目に「歯科健診」を追加すること。

< 回 答 >

成人歯周疾患検診の対象年齢は令和6年度より拡大し、20・30・40・50・60・70歳を対象としています。

また、成人歯周疾患検診及び妊婦歯科健康診査については、3市3町歯科委託医療機関において無料で受診することができます。

在宅患者・障がい者などを対象にした歯科検診については、近隣市町の動向を注視し、調査・研究してまいります。

特定健康診査の項目については、大阪府の国民健康運営方針に基づいて実施してまいります。

6. 介護保険・高齢者施策

①第9期の介護保険料は、高齢者の負担の限界を超えた過大な額となっているので介護保険料を一般会計繰入によって引き下げること。なお、介護給付費準備基金を過大に積み立てている市町村にあっては、取り崩して保険料引下げを行うこと。また、国に対し国庫負担引き上げによる保険料基準額の引き下げを求めること。

< 回 答 >

第9期計画の策定においては、今後も高齢化率、及び後期高齢者比率が上昇傾向にあることに鑑み、サービス利用者、利用量の増加を見込んでいるところです。同計画の策定にあたり、要介護者が安全で安心して暮らしていけるよう3年の計画期間で必要となる給付費の見込みと、被保険者数の見込みを基に保険料の見直しを行いました。

また、介護保険給付費準備基金については、高齢化率の上昇に伴う保険料の急激な上昇を抑えるため、適正な金額の取り崩しを行っています。

国庫負担の引き上げについては、大阪府市長会を通して国に対し要望を継続していますので、今後も国の動向を注視してまいります。

【介護保険課】

②非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減すること。保険料減免制度を拡充し、当面、年収150万円以下（単身の場合）は介護保険料を免除とすること。

< 回 答 >

第1号被保険者における所得段階別保険料については、それぞれの拠出能力に応じて保険料が設定されており、低所得者の介護保険料軽減と資産要件については、今後、他市町の動向を踏まえ、十分に配慮し検討してまいります。

【介護保険課】

③介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度をつくること。介護保険施設・ショートステイ利用者の食費・部屋代軽減措置（補足給付）の拡充を国に求めるとともに、自治体独自の軽減措置を行うこと。

< 回 答 >

介護サービス利用者のご負担については、低所得者の置かれている現状を鑑み、国の制度改正等を基に、対応してまいります。本市独自の減免制度や軽減措

置については、他市の動向を踏まえ、調査・研究してまいります。

【介護保険課】

④総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）について

イ、利用者のサービス選択権を保障し、サービスについて、すべての要支援認定者が「従来（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）相当サービス」を利用できるようにし、従来相当サービスの利用を抑制しないこと。また、新規・更新者とも要介護（要支援）認定を勧奨し、認定申請を抑制しないこと。

＜ 回 答 ＞

要支援認定者については、総合事業の指定相当（訪問型・通所型）サービスを利用いただいています。要支援認定者の更新時は、ご本人の希望に応じ、基本チェックリストによる事業対象者としてサービスを利用いただくことや、ご本人の意思を尊重し、要介護（要支援）認定更新申請の受付を行っています。

また、新規利用希望者については、要支援認定を受けていただけてから、総合事業におけるサービスを利用いただいています。

【介護保険課】

ロ、総合事業（介護予防・日常生活支援サービス事業）の対象を要介護1～5認定者の拡大しないこと。

＜ 回 答 ＞

本市の総合事業は要支援認定者に対し、指定相当（訪問型・通所型）サービスをご利用いただいております。要介護認定者はご利用できません。

また本市では、住民主体型サービスBを実施し、各実施団体が地域の実情に応じた高齢者支援を行っています。長年、実施団体とつながりサービス利用している要支援認定者が、要介護認定を受けたことで、実施団体のつながりが途切れることがないように、本市及び実施団体は、柔軟に対応しています。

【介護保険課】

ハ、「訪問型サービス」の単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障すること。

＜ 回 答 ＞

本市においては、指定相当訪問型サービスを実施しており、サービス単価については、旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護の従来額を介護報酬として定めています。

単価については、原則回数に基づく報酬支払いとしていますが、適切なケアマネジメントにおきまして専門的なサービスが必要と認められる場合には、一部包括報酬を認めています。

【介護保険課】

二、いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした運用を行わないこと。

＜ 回 答 ＞

地域包括支援センターと連携し、自立支援型地域ケア会議の活用を通してケアプランの検証を行い、重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、利用者の自立支援を推進してまいります。

【介護保険課】

⑤保険者機能強化推進交付金等については、国の「評価指標」に追随し、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」などは盛り込まず、必要な介護サービスが受けられるようにすること。

＜ 回 答 ＞

保険者機能強化推進交付金等は、市町村の高齢者の自立支援・重度化防止等の取組を支援するために創設されたものであり、本市では、その創設主旨を踏まえ高齢者の特性や課題等に応じた介護予防や健康づくり等に取り組む一方、介護サービスが必要な高齢者に対しては、適正なサービスを受けられるよう努めているところです。

【介護保険課】

⑥介護現場の人手不足を解消するため、国に対し、全額国庫負担方式による全介護労働者が、全産業平均の賃金水準に早急に到達できる処遇改善制度を求めること。

＜ 回 答 ＞

処遇改善助成金制度については、他市町の動向を踏まえ、国に要望することなどを検討してまいります。

【介護保険課】

自治体独自で、介護事業所に次のような人材確保・処遇改善支援策を実施すること。

1. 独自の処遇改善手当 （月〇万円を週〇時間以上勤務する従事者に職種を問

わず支給)支給すること

＜ 回 答 ＞

処遇改善手当については、他市町の動向を踏まえ介護事業所に対する処遇改善支援策の調査・研究を行うとともに、国に対しても同支援策について要望等を検討してまいります。

【介護保険課】

2. 住宅確保支援手当を支給すること

＜ 回 答 ＞

住宅確保支援手当については、他市町の動向を踏まえ介護事業所に対する処遇改善支援策の調査・研究を行うとともに、国に対しても同支援策について要望等を検討してまいります。

【介護保険課】

3. 介護従事者のスキルアップや資格取得等の研修受講費を支援すること。介護支援専門員の更新研修等の費用を助成すること

＜ 回 答 ＞

介護従事者の研修受講費や介護支援専門員の更新研修等の費用をに関する助成については、他市町の動向を踏まえ介護事業所に対する処遇改善支援策の調査・研究を行うとともに、国に対しても同支援策について要望等を検討してまいります。

【介護保険課】

4. 訪問介護事業所などへの自転車等移動手段支援の助成金を支給すること

＜ 回 答 ＞

訪問介護事業所などへの自転車等移動手段支援の助成については、他市町の動向を踏まえ介護事業所に対する処遇改善支援策の調査・研究を行うとともに、国に対しても同支援策について要望等を検討してまいります。

【介護保険課】

5. 介護事業所の職員募集費用等の助成をおこなうこと

＜ 回 答 ＞

介護事業所の職員募集費用等の助成については、他市町の動向を踏まえ介護事業所に対する処遇改善支援策の調査・研究を行うとともに、国に対しても同支援策について要望等を検討してまいります。

【介護保険課】

⑦入所待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど介護保険施設及びグループホーム等の整備について、詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

＜ 回 答 ＞

本市では毎年、市内各事業者に対し特別養護老人ホーム入所申込者の状況調査を実施し、待機状況等の確認を行うとともに、「阪南市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」の策定年度には特別養護老人ホーム等の整備に関する意向調査を行っているところです。

それらの結果を踏まえ、3年ごとに策定する同計画において必要な基盤整備数を計上し、必要となるサービス量等から試算した結果を保険料に反映のうえ施設等の整備を進めているところです。

【介護保険課】

⑧次期介護保険見直しの検討課題とされている「2割負担等の対象拡大」「ケアマネジメント有料化」「要介護1,2の生活援助等の保険給付外し・総合事業移行」など負担増とサービス切捨てを中止するよう国に働きかけること。

＜ 回 答 ＞

本市では高齢化が進み、後期高齢者人口が前期高齢者人口を上回り、令和7年6月末時点における65歳以上人口比率である高齢化率が34.95%となり、3人に1人は65歳以上という現状のなか、介護給付費については今後も増加傾向で推移することが見込まれます。

超高齢社会に突入している現在、利用者の負担割合やケアマネジメントの有料化などを含めた持続可能な制度の運用については、継続して国において議論がなされているところです。

また、本市では、居宅要介護被保険者であって、要介護認定による介護給付に係る居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービス並びにこれらに相当するサービスを受ける日以前に居宅要支援被保険者、事業対象者のいずれかに該当し、訪問型サービスB・通所型サービスBのいずれか又はすべてを受けていた者のうち、要介護認定によるサービスを受けた日以後も継続的に介護予防・生活支援サービス事業を受ける者についても総合事業の対象者に追加し、画一的な移行はせず、認定者の心身の状況に応じた支援調整を行っています。

今後も、国における介護保険改正の検討状況や他市の動向に注視してまいります。

【介護保険課】

⑨高齢者の熱中症予防対策を抜本的に強化すること。実態調査を実施するとともに、高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策（クーラーを動かすなど）ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPO などによびかけ小学校単位（地域包括ケアの単位）で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター（開放公共施設）へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てること。とくに、高齢者が「経済的な理由」でクーラーが利用できない事態とならないように緊急に電気料補助制度をつくること。

< 回 答 >

高齢者の熱中症対策については、熱中症研究を進めている企業や地域包括支援センターと連携し、本市で実施する体力測定会などのイベント等において、熱中症に対する知識を持った者が可能な範囲でアドバイスをを行い正しい知識を持って個人が熱中症対策を行うことができるよう普及啓発に努めています。

また、くらしの安心ダイヤル事業の登録者のうち、日頃から日常の見守りを行っている方については、地域の支援者のご協力を得て、熱中症予防などの注意喚起を行っているところです。

さらに、熱中症対策における開放公共施設への退避については、避難困難ケースの発生などの状況把握や、ニーズの把握に努めてまいります。

加えて、電気料金の補助制度については、他市町の動向を踏まえながら十分に配慮のうえ調査・研究してまいります。

【介護保険課】

⑩介護保険被保険者証のマイナンバーカード化は高齢者及び関係者に多大な負担と混乱をもたらす個人情報漏洩などの危険性があるため導入しないように国に意見をあげることにしています。

< 回 答 >

介護保険関係事務における個人番号の紐付けについては、国等の方針を踏まえ、個人情報漏洩防止を徹底し、適切に対応してまいります。

【介護保険課】

⑪軽度難聴者への補聴器購入資金助成制度を改善し、所得制限なしで助成額 15 万円以上とすること。未実施自治体では早急に制度化し実施すること。大阪市のように入居型介護予防事業への参加を条件としなすこと。（現時点では東京都港区が 60 歳以上、上限 144,900 円助成・課税の方は半額）

< 回 答 >

現在、本市では軽度難聴者への公費補助制度はありませんが、難聴は認知症と

の関連や転倒リスクも高いと考えられることから、補聴器の補助制度について、国や他市町の動向を踏まえ調査・研究してまいります。

【介護保険課】

⑫新型コロナワクチン接種費用への公費助成を実施するとともに、介護施設・事業所へのコロナ検査キット等の配布を行うこと。

< 回 答 >

令和7年度の公費助成については、国が示すワクチン接種費用及び近隣市町の動向を踏まえ対応してまいります。

また、高齢者は新型コロナウイルス感染症に罹患すると、重症化等のリスクが高いと考えられることから、国や他市町の動向を踏まえ調査・研究してまいります。

【健康増進課・介護保険課】

⑬後期高齢者医療の医療費窓口負担の「2割化」の影響などによる「受診控え」が起きているので、高齢者を広く対象にした助成制度の創設を強く求める。

< 回 答 >

高齢者を対象とした助成制度の創設については、高齢者の命と健康の保持のため、高齢者の特性や課題等に応じた介護予防や健康づくり等に取り組み、重度化防止や地域資源の有効活用等を行い、利用者の自立支援の推進を継続しつつ、国や他市町の動向を踏まえ、調査・研究してまいります。

【介護保険課】

⑭带状疱疹は80才までに3人に1人がかかる病気で、治った後に神経痛が残る場合がある。50歳以上の人に带状疱疹ワクチン接種が勧められており、90%以上の発症予防率が報告されている。今年4月から65歳以上定期接種化となったが、費用負担が発生し(生ワクチン4000円、不活性ワクチン1回11000円)、高齢者にとって大変な負担となるため、独自助成を行うこと。

< 回 答 >

带状疱疹ワクチンの独自助成については、近隣市町の動向を踏まえ調査・研究してまいります。

【健康増進課】

7. 障がい福祉「65歳問題」と重度障害者医療

①介護保険に移行した一部の障害者にしか障害福祉サービスの上乗せを認めな

い独自ルールを設けている場合はこれを撤廃し、2007年初出「適用関係通知」・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」（令和5年6月30日）等で厚生労働省が示す基準にもとづく運用を行うこと。

< 回 答 >

「適用関係通知」、また令和4年6月にとりまとめられた社会保障審議会障害者部会の報告書を受け、令和5年6月30日に発出された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」等により、介護保険法の規定による保険給付が受けられない場合には、その限りにおいて、介護給付費等を支給することが可能であるとのことから、一律に介護保険サービスを優先的に利用するものとはせず、障がい福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて、市において判定会議を行い、必要に応じて障がい福祉サービスの上乗せ給付を行っています。

【市民福祉課】

②障害者総合支援法7条は二重給付の調整規定であり、介護保険法27条8項の規定（要介護認定の効力は申請日までしか遡れないこと）との関係から、「できるとき」規定の効力は要介護認定の申請日以降にしか発生しないということを経験として運用すること。

< 回 答 >

介護保険法第27条8項の規定に基づき、要介護認定は、その申請のあった日にさかのぼってその効力を生ずる法的根拠に基づき、運用します。

【市民福祉課】

③日本の社会保障制度の原則は申請主義であることから、障害者に介護保険への申請勧奨をすることはあっても強制してはならないこと、厚生労働省の通知等でも未申請を理由とした障害福祉サービスの更新却下（打ち切り）は認めていないことを関係職員に徹底し、申請の強制や更新却下を防止すること。

< 回 答 >

平成27年事務連絡「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」に基づき、65歳到達日等前の適切な時期から要介護認定等に係る申請の案内を行います。単に案内を郵送するだけでなく、介護保険法の規定により保険給付が優先されることが、あたかも介護保険のみの利用に制限されるとい

う誤解を障がい福祉サービス利用者に与えることがないように、適用関係通知においては介護給付費等の支給が可能な旨を、利用者及び関係者に市担当職員や相談支援専門員が行っています。

【市民福祉課】

④介護保険優先は二重給付の調整であり、「介護保険優先」はあくまで原則を示しているに過ぎず、個々の状況に応じて障害福祉サービスの継続も可能な例外があることという事実を、自治体のHPや障害者のしおりなどに正確に記述すること。

＜ 回 答 ＞

「ふくしのてびき」の冊子や市ウェブサイトには、「ふくしのてびき」を掲載しており、「※介護保険の要介護認定・要支援認定を受けられた方は、介護保険サービスが優先されます。但し、障がい者の固有のサービスが必要と認められる場合や、介護保険にはないサービスについては、障がい福祉サービスが利用できます。」と記述しています。

【市民福祉課】

⑤介護保険対象となった障害者が、介護保険への移行をせず引き続き障害福祉サービスを利用する場合においては、現行通りの基準を適用するよう国に求めること

＜ 回 答 ＞

本市では、介護保険対象となった障がい者については、丁寧に説明を行い、介護保険への移行をお願いしています。介護保険への移行が完了するまでは、障がい福祉サービスを継続してご利用いただき、現行通りの基準を適用しています。

また、国への要望については、大阪府市長会を通して、「障害者総合支援法における自立支援給付と介護保険制度との適応関係において生じている実施市町村の差を解消するため、統一的な基準を示されたい。」と要望しています。

【市民福祉課】

⑥介護保険対象となった障害者が、介護保険サービスを利用しかつ上乗せで障害福祉サービスを利用する場合の新たな国庫負担基準を創設するよう国に求めること

＜ 回 答 ＞

大阪府市長会を通して、「障害者総合支援法における自立支援給付と介護保険制度との適応関係において生じている実施市町村の差を解消するため、統一的な基準を示すとともに、併給対象者に関する市町村負担を軽減するため、居宅介

護について、国庫負担基準を拡充するなど見直されたい。」と、国へ要望しています。

【市民福祉課】

⑦障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、要介護認定で要支援1、2となった場合、総合事業における実施にあっては障害者に理解のある有資格者が派遣されるようにすること。

＜ 回 答 ＞

障がい福祉サービス利用者が、総合事業におけるサービスを利用する際には、適切なケアマネジメントに基づき、専門的なサービスの必要性について検討してまいります。

また、障がいのある方の福祉ニーズについて理解のある介護従事者の育成支援について、障がい福祉担当課と連携し取り組んでまいります。

【介護保険課】

⑧障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用負担はなくすること。

＜ 回 答 ＞

障がい福祉サービスについては、市町村民税非課税世帯は、利用者負担はありません。

また、65歳になるまでに5年以上、介護保険サービスと同内容の障がい福祉サービスを利用されていた市町村民税非課税世帯の方で、要介護認定にて介護保険サービスに移行された方は、一旦介護保険の自己負担分をお支払いいただきますが、障害福祉相当介護保険サービスの自己負担分について、新高額障がい福祉サービス等給付費にて還付されます。

【市民福祉課】

⑨2018年4月診療分より見直された重度障害者医療費助成制度において、自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設を行うこと。

＜ 回 答 ＞

重度障がい者医療費助成制度については、大阪府の福祉医療費助成制度の改正により、令和3年4月から精神障害者保健福祉手帳1級の方の入院についても助成対象になっています。

本市の財政状況から自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設については困難な状況であり、ご理解賜りますようお願いいたします。

【市民福祉課】

⑩療育手帳の新規発行・更新発行について、手続きをすれば速やかに発行すること

< 回 答 >

療育手帳については、更新案内を4か月前に郵送にて通知し、早期に申請いただけるよう配慮しています。18才以上に関しては、市町村職員による面談を要するため、速やかな面談日時の設定に務めています。

大阪府より発行された療育手帳が本市に届き次第、対象者様へ郵送又は電話にて通知し、速やかな受領へと務めています。

【市民福祉課】

⑪障害支援区分の決定及び受給者証の交付は、サービスの提供に切れ目が生じないように迅速・適切に手続きをおこなうこと

< 回 答 >

障害支援区分認定については、調査日時の設定を速やかに行い、迅速に決定がおりるよう努めています。障害福祉サービス受給者証の交付に関しては、3か月前に案内を郵送にて通知するだけでなく、希望者については、契約されている特定相談支援事業所を通して、案内を通知することで、サービスの提供に切れ目が生じないように努めています。

【市民福祉課】

8. 生活保護

①コロナ禍の中においても生活保護申請数、決定数が減少している自治体が多々ある。特に申請を躊躇わせる要因となっている意味のない「扶養照会」は行わないこと。窓口で明確に申請の意思を表明した場合は必ず申請を受理すること。

< 回 答 >

扶養照会においては、保護の実施要領に基づき対応するとともに、保護申請については、保護の相談時における制度説明を行い、申請権の侵害とならないよう適正に対応しています。

【生活支援課】

②大阪府および18市町村で実施された「令和5年度子どもの生活実態調査」においても困窮度Ⅰ世帯での生活保護受給率の低さが指摘されている。各自治体においては、寝屋川市などが作成されている「生活保護は権利です」という住民向けポスターを作成し申請・利用のハードルを下げ、必要な人が使える制

度にする工夫をすること。

札幌市生活保護ポスター

<https://www.city.sapporo.jp/fukushi-guide/documents/hogoposter.pdf>

寝屋川市生活保護チラシ <hogoshinseisodan.pdf> (city.neyagawa.osaka.jp)

枚方市生活保護ホームページ

<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000007864.html>

< 回 答 >

生活保護は法定受託事務であることから、住民（国民）向けポスターの作成については、国が行うものと考えています。

【生活支援課】

③ケースワーカーは「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視し、生活保護手帳・問答集の内容を踏まえた生活保護行政を実施すること。DVや精神疾患、精神障害、発達障害等についても研修を行いケースワーカーや受付面接員の言動によって二次被害を引き起こさないこと。

< 回 答 >

本市においては、平成3年の福祉事務所発足当時から社会福祉主事任用資格を持つ正規職員のケースワーカーを採用しており、現在は標準数に基づくケースワーカーが適正配置されています。

また、阪南市人材育成基本方針に沿って研修を実施し、福祉専門職としての知識と技術の研鑽に努めています。

【生活支援課】

④保護費の決定通知書には何がどれだけ支払われているのかなど内訳が誰が読んでもわかるものとする。

< 回 答 >

保護の決定通知書については、所定の様式に加えて、収入や手当、年金等の変更の際はその内容を追記し、必要に応じて対面で説明を行っています。

【生活支援課】

⑤シングルマザーや独身女性の担当は必ず女性ケースワーカーとし家庭訪問も必ず女性ケースワーカーが行くこと。そうでなければ人権侵害・ハラスメントがおこる危険性があることを認識すること。

< 回 答 >

本市ケースワーカーは地区担当制で対応しており、シングルマザーや独身女性の対象者でDV等の諸事情から女性ケースワーカーを希望される方に対しては、個別に配慮するようにしています。

また、性別に関わりなく、LGBTQ+の観点から、個別に配慮が必要な方については、ご本人と相談しながら対応していきます。

【生活支援課】

⑥自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく、必要な情報を正しく解説したものとする。こと。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「てびき」の内容を確認しますので、必ず作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)

< 回 答 >

本市においては、「生活保護のしおり」としてルビを打ち、平易な表現で生活保護制度を説明したしおりを作成し、カウンターに配架しています。

【生活支援課】

⑦警察官 OB の配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

< 回 答 >

本市においては、警察官 OB の配置、「適正化」ホットライン等は実施していません。

【生活支援課】

⑧物価高により低い生活保護基準では暮せない人が続出している。国に対して物価上昇に見合った最低生活費とするよう要望すること。

< 回 答 >

厚生労働大臣が定めた生活保護基準に基づき保護費を決定しています。

【生活支援課】

⑨住宅扶助については、家賃・敷金の実勢価格で支給し、平成 27 年 4 月 14 日の厚生労働省通知に基づき経過措置を認め、特別基準の設定を積極的に行うこと。

< 回 答 >

平成 27 年 4 月 14 日付厚生労働省通知に基づき、平成 27 年度に住宅扶助を認定しているケースを全件点検し、61%の世帯が新基準内であり、39%の世帯に経

過措置の適用を認めました。

その後、特別基準に該当する案件があれば、ケース診断会議等にて適用の可否を決定しています。

【生活支援課】

⑩医療抑制につながる医療費の一部負担の導入と、ジェネリック医薬品の使用の義務化、調剤薬局の限定は実施しないよう国に求めること。

< 回 答 >

医療扶助については、医療扶助運営要綱に基づき実施しており、受診している病院や医師により被保護者の傷病に必要な医療を提供いただいています。

【生活支援課】

⑪生活保護利用者の検診については、受診券を送付するか、生活保護受給者証明書を持って行けば簡単に検診が受けられるよう手続きを簡素化すること。

< 回 答 >

本市の健康診査については、生活保護受給証明書の提出により無料で検診を受けることができます。

【生活支援課】

⑫国に対し、大学生、専門学生の世帯分離は、あくまで世帯の意思を尊重することを国に要望すること。

< 回 答 >

大学生、専門学校生の世帯分離は、世帯主や本人の相談を受け、世帯の意思を尊重しながら保護の実施要領に基づく対応をしています。

【生活支援課】

9. 防災関係

①災害時の避難所である小学校・中学校の体育館、公的施設の冷暖房、および全てのトイレの洋式化をすみやかに実施すること。

< 回 答 >

災害時に避難所として活用される体育館や公的施設の冷暖房設備については、現時点でスポットクーラーや大型扇風機、石油ストーブを備蓄しており、必要に応じて各避難所で使用できる体制を整えています。

また、小・中学校の体育館については、熱中症対策として、令和6年度に気化熱式冷風機を導入しました。気化熱式冷風機の効果を検証しながら冷暖房整備について調査・研究を進めます。

さらに、体育館のトイレの洋式化については、令和6年度に鳥取東中学校の整備を行い、今年度は桃の木台小学校のトイレ洋式化の設計を行っているところです。今後も洋式化の整備ができるように取り組んでまいります。

【危機管理課・教育総務課】

②能登半島地震の状況を踏まえ、スフィア基準(被災者の権利と被災者支援の最低基準を定めた国際基準)に照らし避難計画を見直すこと。

＜ 回 答 ＞

スフィア基準は、被災者の権利と支援の最低基準を定めた重要な国際基準であり、その重要性を認識しています。

今後の避難計画の見直しにおいては、この基準を尊重し、関係機関や地域住民の皆様と連携しながら、安全で効果的な計画の実現に努めてまいります。

【危機管理課】

③高層住宅が増えてきている。高齢者、障がい者が災害時に高層住宅で日常生活を維持するには多くの困難を抱えるため、特別な支援対策を講じ、住宅管理者に対しても指導・啓発活動を実施すること。

＜ 回 答 ＞

高層住宅にお住まいの高齢者や障がい者の方々を含む「要配慮者」への支援対策として、地域での日常的な見守り活動や災害時の支援体制づくりを進めています。具体的には、「災害時要援護者登録制度(くらしの安心ダイヤル事業)」を通じて、地域ぐるみで支え合う体制を構築しています。

この制度については、本市の総合防災マップやウェブサイト等にも掲載しており、広く市民の皆様にご案内しています。

【危機管理課】

④このところ各地で頻発している上下水道の老朽化による事故も踏まえ、上水道・下水道における法定外耐用年数を超過しているものの割合と、今後の対応についての計画を明らかにされたい。

＜ 回 答 ＞

下水道について、下水道の污水管の耐用年数は、一般的に50年とされています。本市においては、設置から50年以上経過した污水管の割合は5.8%です。本市の污水管の直径は、約9割が0.2メートルのものとなっており、大きな直径の污水管はございません。污水管の幹線については、5年から10年ごとにカメラによる調査を実施しています。

今後も引き続き、調査を行い、老朽化に対する対策を講じてまいります。

なお、上水道については市の所管外であるため、回答できません。

【下水道課】

【 問合せ 】

部 局 名	各課・室名	連絡先
総務部	秘書人事課	072-489-4501 (人事担当)
	危機管理課	072-489-4503
	行財政構造改革推進室	072-489-4504
市民部	生活環境課	072-489-4514
健康福祉部	市民福祉課	072-489-4520 (障がいサービス担当) 072-489-4521 (障がい手帳・医療・手当担当)
	生活支援課	072-489-4522 (生活困窮・生活保護担当) 072-489-4523 (生活保護医療・介護担当)
	介護保険課	072-489-4524 (介護保険料・給付担当) 072-489-4525 (介護認定担当) 072-489-4526 (介護予防担当)
	保険年金課	072-489-4527 (国民健康保険資格・給付担当) 072-489-4528 (国民健康保険納付相談担当) 072-489-4529 (後期高齢者医療担当) 072-489-4530 (国民年金担当)
	健康増進課	072-472-2800
こども未来部	こども政策課	072-489-4518
	こども支援課	072-489-4519
都市整備部	都市整備課	072-489-4535
	下水道課	072-470-2165
生涯学習部	教育総務課	072-489-4540
	学校給食センター	072-476-1906
	学校教育課	072-489-4541
	生涯学習推進室	072-489-4542 (生涯学習推進担当) 072-489-4543 (学校開放・桜の園担当)

【回答のとりまとめ】

部 局 名	各課・室名	連絡先
未来創生部	市民共創課	電話 072-489-4507 FAX 番号 072-473-3504 (代表)